

「賃貸住宅等建築事業奨励金制度」の創設

令和6年10月1日より、移住・定住の基盤となる住宅用地を確保するため、「湖西市賃貸住宅等建築事業奨励金制度」を開始します。

新婚・子育て世帯向けの賃貸住宅等の建築を促すことで、本制度を少子化・人口減少への対策の一助として持続可能なまちづくりにつなげます。

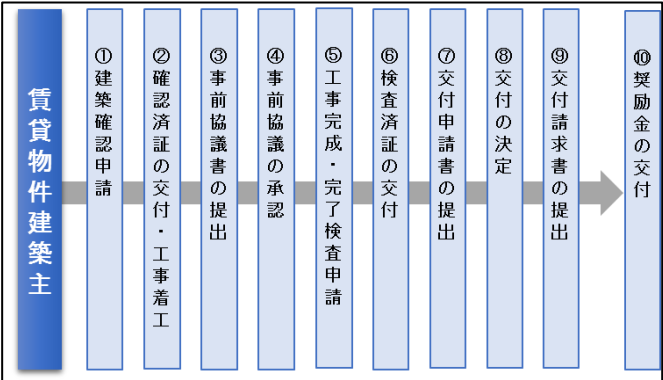
◆制度の概要

湖西市内の市街化区域において新たに賃貸住宅等を建築し、その所有者となる法人または個人に対し、奨励金を交付します。

◆制度の主なポイント

対象者		新たに賃貸住宅等を建築し、その所有者となる個人または法人
建物の要件	対象エリア	湖西市内の市街化区域
	1戸当たりの延床面積	45㎡（13.61坪）以上
	種類	新築の1戸建て住宅、共同住宅、長屋
	性能	建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）における以下の評価以上の性能を有していること ・低層（3F以下）：Nearly ZEH または Nearly ZEH-M ・中層以上（4F以上）：ZEH Oriented または ZEH-M Oriented
	その他	令和6年4月1日以降に建築確認済証の交付を受けていること
奨励金額		・市街化区域：15万円/戸 ・居住誘導区域：45万円/戸

◆申請の流れ



＜＜メディアの方へ＞＞

- ☐ 取材をお願いします。
- ☐ 事前告知をお願いします。
- ☒ 情報提供をします。

＜＜発表種別＞＞

- ☐ 記者会見発表資料
- ☐ 記者会見情報提供資料
- ☒ 随時

＜＜問い合わせ先＞＞

所属名 都市計画課
連絡先 053-576-3117
担当者 高橋、田中